

新濃尾（二期）地区

新木津用水路薬師川合流部総合検討他業務

特 別 仕 様 書

東海農政局新濃尾農地防災事業所

項目	内 容	備考														
第1章 総 則																
1-1 適用範囲	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>															
1-2 目 的	本業務は、新木津用水路と薬師川の合流部における総合的な施設設計検討等を行うものである。															
1-3 場 所	本業務において対象とする位置は、愛知県小牧市大字東田中、小松寺及び大字岩崎地内で別添位置図に示すとおりである。															
1-4 管理技術者	管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
1-5 照査技術者	(1) 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技 術 部 門</th> <th>選 択 科 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木 農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技 術 部 門	選 択 科 目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木 農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティングマネージャー	農業土木		
資 格	技 術 部 門	選 択 科 目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学														
	農業	農業土木 農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木															
	(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施するものとする。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1-7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。															
	(3) 当該業務における照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。															
1-6 担当技術者	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。															
1-7 配置技術者の確認	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>															

項目	内 容	備考																								
1-8 保険加入	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。																									
第2章 作業条件																										
2-1 適用する図書	設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計〔水路工〕（平成26年3月）」を優先して適用する。なお、他の図書を適用する場合は監督職員の承諾を受けるものとする。																									
2-2 設計条件	<p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。</p> <p>(1) 設計対象区間 合流部 • No. 39+57.730～No. 40+52.000, L=94.270m • 2K107 (薬師川)～EC. 11 (河川共用区間), L=89m</p> <p>(2) 設計流量 新木津用水路 用水量: 6.066 m³/s 排水量: 34.000 m³/s 薬師川 流量: 51.000 m³/s 河川共用区間 用水量: 6.066 m³/s 排水量: 85.000 m³/s</p> <p>(3) 設計水位 HWL29.453m (No. 40+40地点)</p> <p>(4) 仮廻し流量 新木津用水路 Q=4.05m³/s 薬師川 Q=5.67m³/s 河川共用区間 Q=9.72m³/s</p>																									
2-3 参考図書	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第2-1条によるものとする。																									
2-4 貸与資料	貸与資料は、次のとおりである。																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th><th>貸与資料</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量関係</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路路線測量その1業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>調査関係</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路地質調査業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td rowspan="7">設計関係</td><td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その1業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区上流部施工計画検討業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間橋梁補足設計業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td>新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間補足設計業務報告書</td><td>1式</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	分類	貸与資料	数量	測量関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路路線測量その1業務報告書	1式	調査関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路地質調査業務報告書	1式	設計関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その1業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区上流部施工計画検討業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間橋梁補足設計業務報告書	1式	新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間補足設計業務報告書	1式			
分類	貸与資料	数量																								
測量関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路路線測量その1業務報告書	1式																								
調査関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路地質調査業務報告書	1式																								
設計関係	新濃尾（二期）地区 新木津用水路基本設計業務報告書	1式																								
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路設計指針作成業務報告書	1式																								
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路実施設計その1業務報告書	1式																								
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路小牧東田中工区上流部施工計画検討業務報告書	1式																								
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間橋梁補足設計業務報告書	1式																								
	新濃尾（二期）地区 新木津用水路河川共用区間補足設計業務報告書	1式																								
2-5 参考図書及び貸与資料の取扱い	<p>2-3、2-4に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																									

項目	内 容	備考												
第3章 設計作業内容 3-1 作業項目及び数量	<p>本業務における作業項目及び数量は次の作業項目表のとおりである。 なお、詳細は別紙「作業項目内訳表」に示すとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">作 業 項 目 表</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">作業項目</th> <th style="text-align: center;">数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1. 薬師川合流部の総合設計検討</td> <td style="text-align: center;">1 式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2. 河川共用区間流入工の補足設計</td> <td style="text-align: center;">1 式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3. 照査</td> <td style="text-align: center;">1 式</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4. 点検とりまとめ</td> <td style="text-align: center;">1 式</td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目 表		作業項目	数 量	1. 薬師川合流部の総合設計検討	1 式	2. 河川共用区間流入工の補足設計	1 式	3. 照査	1 式	4. 点検とりまとめ	1 式	
作 業 項 目 表														
作業項目	数 量													
1. 薬師川合流部の総合設計検討	1 式													
2. 河川共用区間流入工の補足設計	1 式													
3. 照査	1 式													
4. 点検とりまとめ	1 式													
3-2 設計作業の留意点	<p>設計作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 過年度業務でとりまとめた、木津用水単独区間の実施設計及び薬師川合流工の施設配置計画を踏まえた上で、薬師川合流工における水理検討及び構造検討を実施し、薬師川合流部としての総合的な施設設計検討を行うとともに、必要に応じて過年度実施設計業務の補足検討（施設計画及び施工計画の見直し検討等）を行う。</p> <p>(2) 設計に当たっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。</p> <p>(3) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(4) 2-3、2-4及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料又は請負者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(5) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。</p> <p>(6) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については https://www.nn-techinfo.jpを参照。 ・新技術情報システム（NETIS）は https://www.netis.mlit.go.jp/NETISを参照。 <p>(7) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。 なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 <p>(8) 本業務は、新木津用水路を用排水兼用水路として設計するものとし、用水及び排水双方の要求機能に留意しなければならない。なお、水路断面の検討における通水量は、用水又は排水のいずれかの単独通水として設計するものとする。</p>													
3-3 業務の成果品質確保対策	契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計指針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に													

項目	内 容	備考														
第5章 打合せ 5-1 打合せ	<p>理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>(1) 業務確認会議</p> <p>業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、技術次長、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑化と成果物の品質確保を推進する。</p> <p>ア) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他：事業間連携、資材選定チェック、コスト縮減、環境対策等の促進等 <p>イ) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じ設計変更で計上する。</p> <p>(2) 合同現地踏査</p> <p>管理技術者、担当技術者、主任監督職員（主催）、監督職員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図る。</p> <p>(3) 照査の確実な実施</p> <p>業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。</p> <p>また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 会議等経費</p> <p>「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せは、次の段階で行うものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>段 階</th> <th>回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初 回（設計作業着手段階）</td> <td>1 回</td> </tr> <tr> <td>中 間</td> <td>3 回</td> </tr> <tr> <td>　　薬師川合流部の基本条件の検討段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　薬師川合流部の水理検討段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>　　河川共用区間流入工の補足設計検討段階</td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終回（報告書原稿作成段階）</td> <td>1 回</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>ア 成果物の電子媒体（CD-R等）正副2部</p>	段 階	回数	初 回（設計作業着手段階）	1 回	中 間	3 回	薬師川合流部の基本条件の検討段階		薬師川合流部の水理検討段階		河川共用区間流入工の補足設計検討段階		最終回（報告書原稿作成段階）	1 回	
段 階	回数															
初 回（設計作業着手段階）	1 回															
中 間	3 回															
薬師川合流部の基本条件の検討段階																
薬師川合流部の水理検討段階																
河川共用区間流入工の補足設計検討段階																
最終回（報告書原稿作成段階）	1 回															
第6章 成果物 6-1 成果物																

項目	内 容	備考
6-2 公開用成果品の作成	<p>イ 成果物の出力 3部（報告書はA4版、図面はA3版とし、ファイルは市販物で構わない。）</p> <p>本業務の成果品について、監督職員との打合せに基づき、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる箇所にマスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途とりまとめるものとする。</p>	
6-3 成果物の提出先	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>〒491-0903 愛知県一宮市八幡5丁目1番14号 東海農政局新濃尾農地防災事業所</p>	
第7章 契約変更 7-1 契約変更	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2-2に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 3-1に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 5-1に示す「打合せ」に変更が生じた場合。 (4) 6-1に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により設計計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。 	
第8章 定めなき事項	この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

(別 紙)

作業項目内訳表

作業項目	作業内容	数量
1. 薬師川合流部の総合設計検討		
1-1. 現地調査、資料検討及び基本条件の検討	薬師川合流部の総合設計検討に必要な現地調査を行い、資料収集及び貸与資料の内容を把握しつつ、詳細実測資料に基づき水理構造条件を決定する。	1式
1-2. 水路断面の決定及び水理検討	必要な諸元の整理を行うとともに、護岸タイプを決定する（3断面程度の比較検討）。決定した断面を基に、解析モデル及び範囲を選定した上で、水理解析及び水理計算を実施し、その結果を基に水理縦断図を作成する。	1式
1-3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式
1-4. 点検とりまとめ	上記の各作業の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式
2. 河川共用区間流入工の補足設計		
2-1. 資料の検討	法印橋架替えに伴うインフラ施設（NTT, ガス, 水道）の仮廻し、復旧計画を把握し、これに伴い支障となる既設流入工の整理を行う。	1式
2-2. 流入工の補足設計	インフラ施設に干渉しないよう、流入工の線形計画、構造計算及び樹の補足設計を実施し、構造図、数量計算の修正を行う。	1式
2-3. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1式
2-4. 点検とりまとめ	上記の各作業の点検とりまとめ及び報告書作成を行う。	1式